

総務文教消防委員会会議録（令和4年12月14日）

出席委員 竹原委員長 中川副委員長 安達委員 谷崎委員 水橋委員 尾崎委員 開田委員

欠席委員 なし

説明のため出席した者 水野市長 柿沢副市長 上田教育長 石川総務部長
上田教育委員会事務局長 石川会計管理者 好田監査委員事務局長 地崎税務課長 長崎財政課長 前野消防署長 櫻井総務課長 小川企画政策課長 野末スポーツ課長 丸山生涯学習課長 椎名学務課長

職務のため出席した事務局職員 落合局長 香川係長

午前10時00分開会

竹原委員長 ただいまから、令和4年12月定例会総務文教消防委員会に付託された案件を審査するため、本日の委員会を開催いたします。

本日の委員会には、牧田子ども課長より欠席届が提出されております。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

安達真隆委員、谷崎潤一委員をお願いいたします。

日程第2、付託案件の議案審査に入ります。

議案第49号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第61号の6議案を一括して議題といたします。

まずは予算関係の議案についてです。

常任委員会に付託されました予算関係の議案の説明につきましては、全体委員会のみですることになっております。

よって、議案第49号 令和4年度滑川市一般会計補正予算（第4号）につきましては、当委員会での説明はしないことといたしますが、当局から追加で説明する事項はありますか。

石川総務部長 ございません。

竹原委員長 ないようでしたら、これより、議案第49号 令和4年度滑川市一般会計

補正予算（第4号）について質疑に入ります。

質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手の上、発言願います。

開田委員 それでは、49-15ページに市有財産維持管理費ということで、折りたたみテーブルというのがありました、28万3,000円かな。これって、テーブルだけを買うんですか、何個買われるんでしょうか。

長崎財政課長 こちらはテーブルだけを予定しております。台数のほうは30台を今予定しております。

開田委員 いつもすごく重たいんですが、キャスターつきなのか、あるいは、例えば西コミにおくのか、大ホールに置くのか、どっちとか。市役所なんかはどういうところを想定されていますか。私たち、持つとき、重たいがやちゃね。

長崎財政課長 大ホールのテーブルを今予定しております。大ホールののがかなり古くなっておりまますので、非常に重たい物です。最近の物は大分軽くなっておりまますので、そういった物を今購入する予定にしております。

開田委員 本当に誰でもがひゅっと持てるような、キャスターつきで、ずっとセットできるような折りたたみ式みたいなものがありますことから、ちょっとだけ高い物を準備してあげてほしいと思います。

30個といったら、1個1万弱ですよ。せつかくですから、この後もずっと使えるようないい物をお願いいたします。

長崎財政課長 1万円ぐらいですので、ちょっとキャスターまではつかないかも分からないですけども、できるだけ安くいい物を購入したいと思います。

開田委員 キャスターをつけることって本当にすごく、私、大事だと思うんですが、これからね。だから、ほんのちょっと高くても、少し追い銭してでもキャスターつきの物だと誰でもが自由に使えるので、もう少しそういうところも。この値段だからこれだけまでじゃなくて、何か考えてほしいなと思います。使う立場は大変なので。

これ、要望でいいです。してくださるだろうということで。

竹原委員長 無理やろうと思うけど。キャスターなしで今計上しておるがに、今からがわつけられて言ったって駄目やわ。

開田委員 台数を減らすとか、あるじゃない。

竹原委員長 長崎課長、がわをつける予定はないですよ。

長崎財政課長 大ホールのほうの机は、階段の下といいますか、下に置いてありますの

で、保管場所も含めてちょっとまた考えたいと思います。今のところは通常のテーブルを想定しておりますので、よろしく願いいたします。

開田委員 西コミなんかは、横はフラットですから、西コミのほうを準備されるときは、キャスターもつけてあげてほしいと思います。

長崎財政課長 そういった場合は、そのこともまた検討させていただきます。

開田委員 お願いします。

竹原委員長 ということで、そのほかございませんか。

水橋委員 議案の49-26、第10款の教育費のところの3番の教育センター費のところ
で、これ、議会の答弁でも学務課長からあったと思うんですけども、今、老朽化に伴って小中学校のホームページのデータを移行して、学校教育安全メールシステムを新しく入れるということで、中身的には4月からそういうのができるのか。

それで、家庭に当然学校からメールで連絡が行くんですけど、家庭からもメール
でできるというようなことを、たしか答弁で言われたと思うがですね。そういうこ
とも、まず、できるんでしょうか。

椎名学務課長 今、年度中に構築してまいりまして、4月から使えるようにしたいと
考えております。

この安全メールシステムにつきましては、主な機能として、まず学校から保護者
の手元に配布物が確実に届くように、添付ファイルも送ることができるようなもの
でございます。それから、アンケート機能もついております。それから、メールを送
信するときに、例えば校長とか教頭の承認を得るような、間違った送信がないよう
な形の機能がついております。それから、学校からのメールがほかのところのメー
ルに漏れてしまわないようにしっかりと届くような形にもなっております。

あわせて、欠席とか遅刻の届けにつきましては、これまで電話でそれぞれして
いただいて、今コロナなんかで大変、朝、電話が混んでおりますので、なかなかかか
らないところもあるんですが、これはアプリを使いまして、各保護者がスマホ
とかから学校のほうに入れるような形になっております。この場合も当然IDとか
パスワードをかけまして、それぞれのちゃんとした、保護者ですという認証がな
されるような形で、そういう関係をするができるシステムを考えております。

そのほか、進級したときも、そのまま、クラス替えとかも、一度登録したところは
上げていって更新できるような形も今考えております。

以上です。

水橋委員 ありがとうございます。

安全対策がしっかりなされているというのは非常に安心なんですけど、1点、親のスマホを子どもが勝手に触って、欠席しますと。そういう場合のことを考えると、ID番号は親だけが知っていて、子どもは知らないということでしょうか。

椎名学務課長 IDにつきましては、保護者とのやり取りになると思いますので、保護者から子どもには教えないでくださいというような形をお伝えしたいと思っております。

以上です。

水橋委員 ありがとうございます。

もう一点、そうすると、学校からの紙媒体の配布物というのは、これからなくしていく方向ですか。

椎名学務課長 紙媒体の伝達につきましては、必要に応じて出すこともあると思います。どうしてもこのメールシステム、今のシステムでも登録を全員にしてほしいということをお伝えしましても、中にはどうしても登録できないという方もおいでです。

それで、大事なものにつきましては、紙の削減ということもあるのですが、必要に応じて紙媒体も配布することを考えております。

以上です。

水橋委員 分かりました。ありがとうございます。

竹原委員長 そのほかございませんか。

谷崎委員 49-23の下段、運送事業者特別支援事業費のところなんですけども、滑川市にも結構個人で営業ナンバーをつけている配送業者さんはたくさんおられると思うんですけども……

竹原委員長 違う。それ、産厚建。

谷崎委員 違う。ここじゃない。

竹原委員長 委員会が違うぞ。

谷崎委員 あ、分かった。すみません。

竹原委員長 もといです。

そのほかございませんか。

安達委員 49-27、教育費の小学校費のところ、東加積小学校駐車場用地購入費は分かるんですが、これは購入費のみで、整備費とかは含まれないんですか。

椎名学務課長 今回計上させていただいたものにつきましては、用地取得のための費用としております。建設のことにつきましては、来年度のことを考えております。

以上です。

安達委員 ちなみに、広さというか、大きさにどのくらいになりますか。台数でもいいですし。

椎名学務課長 今、用地取得につきましては、約2,000平方メートルでございます。

竹原委員長 よろしいですか。

安達委員 はい。

中川副委員長 49-30ページで、テニス村整備についてです。サウナの扉更新ということですが、扉更新でこんなに金がかかるがですか。

野末スポーツ課長 こちらのほうにつきましては、木製の扉でございますが、室外に熱を出さないとか、通さない構造になっていまして、特殊な扉でございます。これを作っている業者というのはかなり限定されまして、そういったこともありまして、費用のほうはかなり高額にはなっております。

中川副委員長 か、男女とも替わされるが。

野末スポーツ課長 ファミリーハウスにつきましては、平成2年に建設されまして、建設当初から扉のほうは一度も取り替えたことはございません。それで、ちょっと固まりといいますか、下のほうに下がってきていまして、扉の開閉に非常に支障が生じているということで、今回、取替えのほうをすることでございます。

中川副委員長 この事業とは別個ですが、ついからですからちょっと質問しますが、みのわの温泉ですが、現在、地下水で風呂を沸かしておるというのを聞いているんですが、どうして、全然誰も知らんが。

水野市長 今みのわから報告を受けているだけの情報ですけども、皆さんにまだ周知もされていないみたいなので報告しておきますと、温泉が止まりました。要は井戸が詰まって止まったので。あれはポンプで揚げていたんじゃなくて、空気を、空気とか、送って出てくるやつを温泉として、みのわのあそこの会社のほうでやっておられるわけなんですけども、止まって、一回掃除をかけました。掃除をかけた瞬間に出てきたんです。出てくるまでは沸かし湯で対応すると言っていたんですけど

ども、一応出てきたものだから、また沸かし湯じゃない温泉に戻しましたということを知っていたら、その2日後ぐらいにまた止まったみたいで。今は、一応また沸かし湯という形で、その温泉の税金の分はさっ引いた形での入浴料ということで、そういった形でやっております。

その井戸を直すのは、全て向こうの温泉会社のほうなので、滑川市ではありませんで、向こうがどういう対応をされるか、それによって、今、状況待ちみたいな状況です。

中川副委員長 たしか二、三年前もそういうようなことを言うておったんで、温泉が出ないということ。

水野市長 私、二、三年前の状況は知らないんですけど、今現在また先細りみたいな形になってきて、やっぱり止まったという話で。それで、1回エアを送って、掃除をしたら、やっぱり瞬間的には出てきたみたいなんですけども、それがまた止まったというので、その原因も追求するのも含めて、二、三日前からまた止まったような状況ではあります。今のところ、聞いているのは、そういう状況です。

中川副委員長 そうすると、自然に上がってくるのを待つておるだけ。どういう対応をされるのか。

水野市長 修理に向けて今動いているそうなので、どういった形で向こう側が修理されるのか、それは待つているような状況だと思います。

中川副委員長 せっかく温泉へ入ろうと思っていったけど、普通の水だと聞いたら、帰ってきましたという人もいますから、その辺はやっぱりしっかりと公表してもらわんと駄目じゃないかなと。

水野市長 あくまで滑川市が掘った温泉じゃないので、みのわのあの会社のほうで一応修理をかけていただく。それを待つているしかないの。

確かにあの温泉、いいと言われて、なかなか固定ファンもいるみたいなので、それは早急に解決できればなというふうには望んでいます。

以上であります。

中川副委員長 ひとつまた早急に整備されるようにお願いします。私もときどき行きますので、寂しいですから、よろしくお願いします。

終わります。

竹原委員長 そのほかございませんか。

ございませんね。

(質疑する者なし)

竹原委員長 ないようでしたら、予算以外の議案についての説明に入ります。

議案第55号 滑川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてから、順次説明を求めます。

櫻井総務課長 それでは、議案集のほう、15-1ページをお願いいたします。議案第55号 滑川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてです。議案資料集で説明させていただきますので、資料集の4ページをお開きください。

まず、1番、改正の理由でございます。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員の定年年齢が60歳から65歳まで段階的に引き上げられます。定年引上げ期間中においては、2年に一度定年退職者が発生せず、定数管理において影響が生じること。質の高い行政サービスを安定的に提供できる体制を維持するためには一定の新規採用の継続が必要となることから、所要の改正を行うものであります。

2番の改正内容といたしまして、まず、(1)、第1条関係において、職員の定数を市長の事務部局の職員を143人から160人に、教育委員会の事務局及びその所管に属する機関の職員を58人から68人に、公営企業の職員を13人から15人に上げるものです。また、(2)の第2条関係におきましては、富山県東部消防組合派遣の消防職員の定数を削減するもので、現行の滑川市からの派遣職員は令和6年4月1日から富山県東部消防組合職員に移行することから、該当の箇所を削るものであります。

3、施行期日は、第1条関係は令和5年の4月1日、第2条関係は令和6年の4月1日から施行します。

なお、5ページ以降の新旧対照表の説明は省略させていただきます。

引き続き、56号を説明させていただきます。議案集は56-1ページ、資料集は7ページをお願いします。

議案第56号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

資料集の7ページを見ていただきまして、1の改正理由としましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、先ほども議案55号でありましたけど、令和5年4月から定年年齢が現行の60歳から65歳まで段階的に引き上げられる

ことから、本市職員の定年等に関し、関係条例を整備するものでございます。

主な改正内容としまして、(1)としまして、まず定年年齢の引上げを規定します。職員の定年年齢は現在60歳のところを、令和5年度から2年に1歳ずつ引き上げまして、令和13年度以降の定年年齢を65歳とします。(2)、次に役職定年制(管理監督職務上限年齢制)を導入いたします。①番としまして、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職につきましては、原則60歳到達後、管理監督職以外の職とする中で、②番、公務の運営や業務の遂行上必要ある場合は、引き続き管理監督職として勤務をさせることができる特例も設けることとします。続きまして、(3)の定年前再任用短時間勤務制を導入いたします。60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳に達した日以降、引き上げられた定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職員に採用します。(4)、最後に給与の取扱いとしまして、①番、職員の給料月額は、当分の間、職員が60歳に達した日以降の最初の4月1日以降、原則7割水準となりまして、②番、諸手当は、給料月額に一定率を乗ずる手当となる超過勤務手当や期末手当、勤勉手当等、給料月額が7割水準となることによりまして、連動した額。扶養手当や住居手当、通勤手当等につきましては、7割水準とならないものでありまして、そういった職員と同等の額となります。

8ページをお願いします。3の改正・廃止する条例ですが、改正する条例は、(1)、滑川市職員の定年等に関する条例から、(9)の滑川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の9本。これを、旧条例を改正します。廃止する条例としましては、滑川市職員の再任用に関する条例を廃止する条例として1本上げさせていただきます。

4の施行期日につきましては、令和5年4月1日で施行しますが、この整備条例の附則第9条の規定は公布の日となります。附則第9条の規定は、じゃ何かと申しますと、施行日令和5年4月1日までに情報提供して勤務意思確認を行う対象職員の年齢を条例で60歳と規定するといった規定になります。

なお、9ページ以降の新旧対照表の説明は省略させていただきます。

議案書は57-1ページ、議案第57号 滑川市の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。資料集37ページをお願いします。

まず、1番、改正理由としましては、本年、人事院や富山県人事委員会におきまし

て、本年度の公務員の給与に関して公民較差等に基づく給与水準改定の勧告がなされたことを踏まえまして、これらの勧告に準じて、一般職の給料表の改定並びに勤勉手当の支給月数の改定など、所要の改正を行うものでございます。また、一般職との均衡を図る観点から、特別職についても期末手当の支給月数の改定を行うものでございます。

2の主な改正内容でございます。(1)番として、まず月例給(給料表)の改正をいたします。一般職の給料表、平均で0.26%引き上げるものとなっております。また、(2)として、特別給の改正としまして、一般職の勤勉手当を年間0.1月分引上げ、また再任用職員は年間0.05月分勤勉手当を引き上げる改定となっております。あわせまして、特別職の期末手当につきましては、年間0.05月分引き上げることとなります。

裏面をお願いします。38ページです。3番の改正する条例としまして2本ありまして、滑川市の職員の給与に関する条例と、市長、副市長及び教育長の給与に関する条例を改正いたします。

4番、施行期日につきましては、一般職の月例給(給料表)の改定につきましては、本年4月1日に遡及して適用します。また、一般職の勤勉手当や特別給、特別職の期末手当の改正につきましては、本年12月1日に遡及して適用します。令和5年度からの特別給につきましては、令和5年の4月1日の施行、その他の規定につきましては、公布の日から施行とさせていただきます。

39ページ以降の新旧対照表の説明は省略させていただきます。

58号をお願いします。議案集は58-1ページ、資料集は44ページをお願いします。議案第58号 滑川市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

1番の改正理由といたしましては、令和4年10月1日から富山県の最低賃金が引き上げられたことに伴いまして、一部の会計年度任用職員の給料・報酬が当該最低賃金を下回ることが見込まれることとなったことから、所要の改正を行うものでございます。

2番、改正内容としまして、会計年度任用職員は我々正職員の給料表をそのまま準用しておりますが、この準用する正職員の給料表の範囲を変更するもので、1級9号給からスタートしていたものを1級14号給からスタートするものに改正します。

3、施行期日としましては、令和5年4月1日です。

45ページ以降の新旧対照表の説明は省略させていただきます。

以上、4議案一括で説明させていただきました。

以上です。

竹原委員長 ありがとうございます。

続いて、議案第61号 フットボールセンター富山の指定管理者の指定についての説明をお願いいたします。

野末スポーツ課長 それでは、議案集61-1ページをお願いいたします。フットボールセンター富山の指定管理者の指定についてです。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定するものです。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、フットボールセンター富山、滑川市高月町129番地。

2、指定管理者、滑川市高月町129番地、特定非営利活動法人フットボールセンター富山、理事長、堀田朋基。

3、指定の期間、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間です。

新たな指定管理者につきましては、本施設の性格、機能及び整備に至った経緯等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、現指定管理者のNPO法人フットボールセンター富山を指定するものです。

以上です。

竹原委員長 ありがとうございました。

それでは、これより、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第61号について質疑に入ります。

質疑のある委員は挙手の上、発言願います。

尾崎委員 議案第55号、職員定数条例の改正について質疑をいたします。

これは高川議員のほうからも質問されて、答弁されておりましたけれども、ちょっと確認させていただきたいことが何点かあります。

資料集の4ページを開いたら、内容で、職員の定数が、改正前、改正後で29人最終的に増えるということが書かれておりますけれども、これは、いわゆる定年が65歳になっていくということで、10年後に最終的なこの定数になると。つまり、例えば

毎年平均であれしていけば、3人ずつぐらい増えていって、10年後にこの数字になると、こういう理解でいいんですかね。

櫻井総務課長 定年年齢が60歳から65歳まで段階的に引き上げられますことから、その定年延長制度完了までの約10年まで見込んだ数字もありますし、今これを決めるに当たって、まず条例改正を出す前に、10月ぐらいに所属長に対し、業務内容とか今後見込まれる新規業務、制度改正に伴うものとか何とか、あるものを調査、ヒアリングした結果によって増える人数を決めさせていただいたところでありまして、10年後にこの数字になる前にも、この数字に達するかもしれないことはあります。以上です。

尾崎委員 そうすると、答弁でも言うておりましたけども、類似団体の中で人口当たりの職員数の少なさは、滑川市は断トツで少ないということをおっしゃったけども、これをやることによって、断トツに少なくなるから、やや少ないというようなレベルになってくるんでしょうかね。

櫻井総務課長 その増えた後の人数における比較につきましては、ほかの団体の状況も変わってくるかと思いますのでなかなか一概には言えないかもしれないんですけど、今、高川議員への答弁に基づいたデータで、令和3年の時点での類似団体の職員別の数字だけで比較させていただくと、滑川市は本当に県内では断トツというか、類似団体でも上のほうなんですけど、この数字、定数に持っていったとしても、まだ上位のほうだという認識であります。

尾崎委員 よく、だから、職員の仕事の1人当たりの負荷が、要するに非常に大きいということが前から指摘されていたかと思うんですね。それで、以前も提案しようかなと思ったんですけども、前市長は、非常にそういうことは嫌いだということ。

例えば、こういう定数、職員定数とか仕事の云々かんぬんという話になってくると、業務内容の見直しといいますか、そういうことで、正の職員がやっている職務の中で外部委託できる仕事でも、他市町村を見るならば、やっている市町村もあるわけですね。

例えばと言いませんけれども、具体的にどうのこうのと言いませんけれども、こういう定数の見直しだとか仕事の云々かんぬんとなってくると、やはりそういった棚卸しも含めてやって、それで仕事を外部に委託することを検討することも職員のこと

の定数の見直しという部分で説明もされたわけであるので、負荷軽減ということからすれば、そういうこともやっていく必要があるのではないかなど。これをきっかけに、やっぱりやっていくこともどうかなというふうに思うんですけども、ちょっと見解を聞かせてもらいたいと。

櫻井総務課長 正職員が行うべき業務、政策立案とかいろいろあると思うんですけど、そういった業務以外に係る業務については、もちろん、尾崎委員がおっしゃられたとおり、外部に委託することが可能である業務はあると思います。

そういった外部に委託する業務、専門的な、民間ノウハウの活用が期待できる業務につきましては、常時、正職員を配置することに比べて、やっぱり効率的といえますか、一部でも清掃業務とかごみ収集業務とかコミュニティバス運行業務とか、一部の窓口業務については既に外部委託を実施してやっております。

その際に、委託に係る費用についてはその専門性によって異なると思いますので、委託業務ごとに、またそのコストパフォーマンスですか、そういった経費の内容とかを検証して、直営の場合と比べてまた適当であるか判断する必要もあると思うんですけど、今うちの業務で棚卸しとかといった業務が、そういった外部委託の業務や指定管理の業務になじむのか、やっぱりこちらでも検討して、今でも事務事業評価とかを毎年やっていますので、そういったことも含めて職員にはやっていただこうと思っております。

開田委員 今尾崎委員も言われましたが、職員が少ないのはいい自治体だというのは、本当、ずっと20年前からも言っておられました。でも、人材ちゃ、材料じゃないがで、財産だと思っていますので。この機会に、それでも少ないほど上位ですではなくて、きちっと中間を行ってありますぐらいに、やっぱり大幅な増員も考えていただきたいと思います。

それともう一つ、今尾崎委員からの、外部委託できることはしようという中に、1つだけお願いしたいのは、雇用促進のいろんな問題があるたびに、空き家対策事業の職員が足を運んでいます。そういうのも、この雇用促進を、指定管理ちゃおかしいんですが、そういう団体も少し考えていただいて、外部委託することも、ついでに雇用促進も考えてもらいたいと思っています。

何かの問題があると、職員がそこへ足を運んで一生懸命にしておられるので、これが空き家対策室の仕事だというよりも、私はそういうのは、毎日毎日見てあげる

ための、管理会社というか、管理公社とか、そういうのを改めて何か考えてもらったらいいなと思っています。

櫻井総務課長 今ほどおっしゃっていただきました外部委託や指定管理者制度を効果的に導入するに当たって、やっぱり職員数も見つ中で、限られた財源の中で、何をどう実施するか事業の選択を行うとともに、そういった事業効果の低い事業を削減したり、今ほど言われた外部に出したり、業務委託や、今水野市長が進めておられるICTカード、デジタルの活用を含めて、何が効果的であるか考えながら人員配置もしていこうと考えております。

その中で、空き家の話も今出ました。空き家対策の部屋の中で、そういった市営住宅とか雇用促進住宅で指定管理者制度を使えないかなといった検討は今していると聞いてはおります。

開田委員 そこにまだ人が住んでおられますので、満足度も満たしてあげなきゃいけないので、そこら辺のところは非常に難しいかもしれませんが、やっぱり人が住んでおられて家賃ももらっていますので、そこを上手にきちんと仲を取り持ってくれる団体がおられたらいいなと思っていますので、お願いします。

竹原委員長 そのほかございませんか。

安達委員 すみません、この55号で、ちょっと認識不足なんですけど、この真ん中ほどの(2)の富山県東部消防組合派遣消防職員の定数を削減と。この表にも34名というふうに書いてありますが、削減って、本当に東部消防組合職員になるということ、市の職員から県のほうに移ってしまうという認識でよろしいですか。

櫻井総務課長 安達委員の認識のとおり、この東部消防組合、消防の広域化をするときにそういった協定書を交わしている中で、消防職員の任用、身分の取扱いといった項目も取り交わしておりまして、今、魚津市とか滑川市とか上市町から、そこで採用された消防職員は、うちの市町村の身分を有しながら東部消防組合の身分を有しているわけですが、そういった派遣職員は、当時の書き方なので平成なんですけど、平成36年3月31日をもって退職して、1月1日付で東部消防組合で採用するといったことになっております。

安達委員 そしたら、結局、その6年の4月1日から、退職して、そこに移るというので理解したんですが、この表には、6年のことなので、まだここに、この34人はそのまま残っているというふうな理解ですか。

櫻井総務課長 そうですね、この東部消防組合派遣消防職員の34人の施行期日は令和6年4月1日としましたので、令和5年の4月1日時点ではまだ派遣しておりますから、条文としては残したままでおります。

安達委員 これは、今ほどから職員さんを増やされるということですけど、その6年の4月1日時点では、現行の人数よりも、結局、三十何名多くなるということじゃなくて、5名ぐらいだけの増になるということになりますよね、その消防の職員さん、34名を減らせば。そんなに大幅な増ではないという認識ですよ。

櫻井総務課長 すみません、今のその数字だけ見ればそう見えるんですけど、東部消防組合職員としては、増やす人数にはカウントしていないので、行政職としては増えると考えております。

竹原委員長 よろしいですね。

安達委員 はい。

竹原委員長 そのほかございませんか。

(質疑する者なし)

竹原委員長 ございませんね。

これより、付託議案、議案第49号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第61号に対する討論を行います。

討論を希望される委員は挙手を願います。

(討論する者なし)

竹原委員長 ございませんね。

ないようでしたら、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより挙手により採決を行います。

議案第49号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第61号の6議案を一括して採決を行います。

議案第49号 令和4年度滑川市一般会計補正予算（第4号）

第1表 歳入 所管部分

歳出 人件費関係全部

第2款 総務費（但し、生活環境課所管分を除く）

第3款 民生費（但し、子ども課所管分）

第7款 商工費（但し、財政課所管分）

第10款 教育費

第12款 諸支出金

第2表 繰越明許費補正

議案第55号 滑川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第57号 滑川市の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第58号 滑川市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第61号 フットボールセンター富山の指定管理者の指定について

以上の案件について、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

竹原委員長 賛成全員。よって、付託案件、議案第49号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第61号の6議案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

午前10時47分議決

竹原委員長 以上で付託案件の審査は終わりました。

日程第3、その他につきまして、当局のほうから何かありましたらお願いいたします。

小川企画政策課長 それでは、お手元のほうに配付してあります第2期の富山広域連携中枢都市圏ビジョン（案）についてご説明させていただきます。

まず、1枚物の資料のほうでございますが、富山広域連携中枢都市圏につきましては、平成30年1月に、人口減少、少子超高齢社会にあっても、活力ある地域経済を維持するとともに、住民が安心して快適な暮らしを営むことができるよう、産業や都市基盤の集積する富山市と、本市など周辺市町村が連携して一定の規模と機能を有する圏域を形成することで、1自治体では解決が困難な課題に対処するためなどのため形成したものでございます。その圏域が目指す将来像や取組などを示した富山広域連携中枢都市圏ビジョンを併せて策定し、第1期のビジョンにつきましては、

計画期間が令和4年度末をもって満了することから、このたび第2期の富山広域連携中枢都市圏ビジョンを策定されるものでございます。

経過につきましては、記載のとおりでございます。

2項目めのビジョンの主な変更点でございます。ビジョン作成の目的や研究の将来像など根本的なことに関しましては変更はございませんが、各指標等において令和2年度の国勢調査の結果の追記ですとか、コロナなどを踏まえた情勢の変化に関する事などが変更されておるものでございます。

また、資料のほうにも記載してございますが、連携協定に基づき実施する事業につきまして、第1期ビジョンの16事業から、第2期ビジョンでは23事業に増加ということになっております。創業支援事業や市民後見人育成事業など9事業を新たに追加し、薬用植物栽培の事業化推進事業と子ども医療費助成事業における保育サービスの提供の2事業を掲載しないものとしたところでございます。

3項目めになります。策定の経過及び今後の予定ですが、経過の部分では、本年5月に関係市町村の長で構成する富山広域連携推進協議会、9月には圏域内の民間や地域の関係者で構成する富山広域連携中枢都市圏ビジョン懇談会を開催し、ご意見をいただき、10月にはパブリックコメントを実施されたところでございます。

今後は、各議会においてビジョン案の報告の後、3月に公表、4月以降連携事業の開始ということを予定されております。

以上でございます。

竹原委員長 ありがとうございます。

今ほどの報告の件に関しまして、質疑のある委員の方がおられましたら、挙手上、発言願います。

谷崎委員 第2期ビジョンの掲載しない事業の2番のやつというのは、掲載しないけど継続していくということによろしいんですか。

小川企画政策課長 2つございます。順番に言います。

薬用植物に関しましては、これまでもやっておったんですが、技術的に難しいということで、植物工場の構築に向けたというのが目標であったんですが、ちょっとハードルが高いという一定の結論が出たため、ここで一旦、やらないということになっております。②の子ども医療費のほうにつきましては、今年の4月から県下全域で実施され、現物給付が開始されたということで、ビジョンには記載しないとい

うことでございます。

竹原委員長 よろしいですか。

谷崎委員 はい。

竹原委員長 そのほかございませんか。

(質疑する者なし)

竹原委員長 ございませんね。

報告以外に委員から何かございますでしょうか。

開田委員 私、一般質問の中で中学校の駐車場の話をしたと思います。これは、その他だから話をしますが、持ち主が60年ほど前に、中学校に、ここ、駐車場に分けてほしいと言われて、地主ね。はいと、仮契約を30年ほどしておったと。それで、新しい校舎ができて、澤田市長のときに、ここに判こを押して、契約書だからといって持ってこられて、その後したと。それでも、それこそ澤田市長だからということで我慢しながら、そのとき、はい、はいと言ったと。でも、本当に何も整備しないで、そのまんまやということをおられました。

東加積小学校も、今用地を買います。来年度は整備します。けども、昔々のことだから少しうっちゃらかしみたいなところもありまして、どうぞ、この後（きちんと）整備してあげてください。これはお願いです。あまりにも……。

今、冬になると、早月加積は全部、農村改善センターへ車が入って、こうして、こうして子どもたちは行きます。だけど、滑中の場合は、あそこへどんどこ、どんどこ車が来るがだけど、やっぱりどうしても砂だから掘るんです。ですから、除雪も大変だろうし、来る人、子どもたちも、今日なんか、じゃわじゃわなところを歩いてきます。そういうのもぜひ考慮して……。

東加積はする。でも、滑中は、長いこと、こういうがだから、ま、しばらく放っておくちゃじゃなくて、併せてお願いします。

以上です。要望です。お願いです。

終わります。

竹原委員長 誰にも答弁を求めないかと思いましたが、水野市長から答弁がございます。

水野市長 ありがとうございます。

今、その30年前の仮契約の話、初めて聞きましたので、この書類がまず滑川市の

どこにあるのか早急に探してみたいと思います。

開田委員 仮契約、ごめんなさい、50年、60年前。要は、滑川市になってしばらくして、中学校があそこら辺にあるときに仮契約をしたと。ここに駐車場にしたいから貸してよと。それで、本契約は、澤田市長が新しい校舎を建てられたときに……

水野市長 それが30年前。

開田委員 30年前。

地主の方はその息子さんなんですが、毎日毎日見ておっちゃよと言っておられますので、ちょっと心寂しいなと思って。水野市長さん、併せてお願いいたします。

水野市長 今、その本契約の30年前の話でございます。まずはその書類を見つけることから始めたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。前向きに検討はします。

開田委員 え、その契約の書類を見つけてと言われた？

水野市長 まずはそれを探してみます。

開田委員 探さんだって、もし、あれ……。例えば中学校の持ち物になっておるがじゃないがけ、何か登記上とか。

竹原委員長 開田委員、今水野市長が答えられたその書いた物をどうのこうのというのは、やっぱり白い物に黒い物が書いてあって、しっかり契約をなされているものであれば、当然市の持ちものですから。もともとの地主の方が、いわゆる好意で、分かったよということで土地を提供されたという認識であれば、これは当然市が買い取った後、元の地主さんが、あそこをきれいにアスファルトにして、いい駐車場にしてほしいという思いが伝わるものであれば、しっかりと当局に言って、当局もわかるべき対応を取ってほしいということで、よろしいんですね、今の話は。

開田委員 はい。

竹原委員長 当局側としては、もしかしたら、その地主の契約があるかないか分からんものを勝手にアスファルトにするわけにはいかんという、ある意味、逆説的なちょっと疑惑もありますので、これはお互いに理解した上で事業に進めていただきたいことなので、まずはストーリーとしては、書いた物があれば、それは分かったということで、書いた物がなければ、それは、言われたことを丁寧に分かったと。どちらにしても、分かったという内容でありますので。

開田委員 分かります。

例えば登記場へ行くとか。そうすると、どこに登記されておるかって分かるがじゃない。

竹原委員長 いや、登記の問題じゃなくて、契約の問題なので。

開田委員 滑川市のものだねか。

竹原委員長 ものになっていますので……

開田委員 個人のものならばということだと思っんです。

水野市長 委員長がうまくまとめていただいたので、そのとおりですので、後もその登記の関係ももちろん調べます。よろしくお願いします。

開田委員 はい。なら、とにかく調べるものを調べていただいて、することをさせていただきたいと思っています。

中川副委員長 毎日ウォーキングをしておる方から、機会があったら言っておいてくださいと言われたんですが、要は、毎日、天候の問題、たくさんの高齢者の方々がウォーキングをされておるといふに聞いています。そして、雨が降ったら、総合体育館の2階の周りを歩いておるといふことを聞きました。

ところが、そこはいいがですが、入場料を150円取られると。何とか100円ぐらいに収まらんかといふことを言われるんですね、高齢者ですから。

よく考えてみれば、体育館を利用するとき、あら60歳以上だったと思うが、無料で貸出しされると思うがですね、何か協議して。そういうことをある程度考えてあげればいいんじゃないかなと思うのですが、どうでしょうか。

上田教育委員会事務局長 体育センターの高齢者の方の利用については、団体の利用というようなことで限らせていただいております。議員さんがおっしゃいます、よくウォーキングをされておる方の降雪時や雨天時の対応といふことについては、現在のところは無料という条件になってはいないと思っております。

できれば団体で、アリーナで活動していただいて、その中で2階等をうまく使っていただくとかいふようなことなんかがいいかなと思ったり。

これはちょっと方法が違うかも分かりませんが、冬期間の活動とすればそういう方法もあるのかなといふふうに思います。

中川副委員長 彼は個人的に、チームを組まんと歩いておる人間ですから、本当に独りで歩く、そういうウォーキングですから、やはりあの2階がちょうどいいといふようなことを言うがですね。あの周りをぐるっと回っておるんやから、何十回回る

がか知らんけど。

下へ来ると、またほかの競技をやりたくなるという雰囲気になると思うので、やっぱりしっかりと、何とか高齢者の皆さんを、ますます年金も厳しいみたいですから、毎日150円、1週間行くと大変な金額になると思うので、その辺も考えてあげていただきたいなと私は思っていますので、よろしく検討をお願いいたします。

竹原委員長 中川副委員長、ちなみに、その方は、健康の森、その体育館まで車で来られて……

中川副委員長 車で行っておる。

竹原委員長 では、自宅からそこまで歩いていただければ問題は解決すると思いますので、傘を差してでもいいですけども、また歩けば十分ウォーキングされるなというところで、またその方にもお伝えいただければと思います。

そのほか。

谷崎委員 中川副委員長のやつは、僕、3月議会で一般質問をさせていただいているんですけども、本当にいまだに僕も言われるんですね、雨天時に歩けるようにならんのかと言ったんですけどと。グループをつくってくださいよとも伝えてあります。

やっぱり歩かれる方は、グループで集まって、そこに行って歩くということはなくて、都度都度行かれておられるので、ぜひとも検討をよろしくお願いいたします。

上田教育委員会事務局長 どれぐらいの人数があるかなんかもちょっと確認をしないといけないのかなというふうに思っております。1人で歩かれることを好まれる方々もいらっしゃるかと思いますけれども、現行のルールというふうなことを遵守するとすれば、ぜひ体育センターにお集まりいただいて……

谷崎委員 そこで、ゴルフやっておいてもらったらいちゃ。

上田教育委員会事務局長 歩こうグループをつくっていただいたりして、なら来週、この時間でとかという方法も一つあったりして、そこから少しコミュニティーなんかも出たりするのかなというふうにもなります。

谷崎委員 あ、なるほどですね。

上田教育委員会事務局長 ありがとうございます。

竹原委員長 そのほかございませんか。

(質疑する者なし)

竹原委員長 ないようですので、これにて令和4年12月定例会、本日の総務文教消防委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時02分閉会